

心豊かで いきいきと暮らす ふるさとづくり



広報

# たけとみちよう

日本最南端の町の広報誌



沖縄芝居・人情劇 「愛の雨傘」



平成30年  
1月末現在

総人口：4,277人  
男 性：2,231人  
女 性：2,046人  
世帯数：2,426戸

竹富町公演・流木清掃 .....	2
町有土地賃付料改定について .....	3
国民健康保険更新のお知らせ .....	4
OKINAWA-41- (フォトコンテスト) .....	5
沖縄地区官庁OPENセミナーのご案内 .....	6
小型船舶免許更新のご案内 .....	7
引っ越したら住民票を移しましょう! .....	8
暮らしの情報 .....	10
八重山警察署からのお知らせ .....	12

2018年  
2月号

No.427

# 沖縄県伝統芸能公演（竹富町公演）

## 重要無形文化財保持者等公演

1月28日、離島総合振興センターにて、第46回沖縄県芸術文化祭舞台部門として、重要無形文化財保持者等による竹富町公演が開催され、島民約250人が来場しました。

公演は、地元舞踊、琉球舞踊（本貫花／木綿花）、組踊「手水の緑」、沖繩芝居・人情劇「愛の雨傘」の4部構成で披露され、第4部の沖繩芝居ではコミカルに演じられる様に、会場からは笑いが起きるなど、多彩な沖縄芸能を楽しみました。

組踊「手水の緑」



琉球舞踊「木綿花」



古見民俗芸能保存会「ゆば節」



◆会場の様子



新城民俗芸能保存会「くいぬばな節」



# 海岸漂着物（流木）清掃

## 西表島高那海岸

去る、1月12日に前鹿川副町長をはじめ、まちづくり課を中心に役場職員20名余りが高那海岸に漂着した流木の清掃作業を行いました。流木が再び海洋へ流出し、船舶への被害防止を図ることを目的としています。その後、海岸漂着「ミ（ヘット）ボトルや、ビン類等」を収集し、トン袋10袋分を処分しました。また、（衛）上原建設の協力のもと、人力では運べない大きな流木の撤去を、重機を使用して併せて実施しました。

海岸の状況（清掃前）



流木清掃状況



重機による流木撤去



海岸漂着物清掃状況



海岸漂着物の収集状況



## 竹富町普通財産（町有土地）貸付料金の改正について（お知らせ）

平成 30 年 2 月 竹富町 財政課

町有財産は、町の行政目的に直接供用される行政財産とそれ以外の普通財産に分類され、このうち、町有土地（普通財産）は貸付が可能な財産となっております。公有財産の適切な管理と有効活用という観点から、町有土地（普通財産）の貸付による未利用資産の運用及び自主財源の確保がますます重要になっております。

また、土地の価値は、社会情勢・経済状況等により変動することから、公有財産を貸し付けるうえで、公平性を保つ意味からも、固定資産税評価などと同様に定期的な料金改正を行うことが求められております。

これらを踏まえ、平成 29 年 10 月 4 日、平成 30 年 1 月 29 日に開催された「竹富町 町有土地貸付料検討委員会」を経て、地目毎の改正単価が決定されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

- 目的**：町有土地は全ての町民共有の財産として貸付等を行い、自主財源の確保と未利用地の利活用に取り組む必要がある。町有土地（公有財産）の管理をするにあたり、適切な運用を図るよう努め、適正な料金で借受者へ貸付するため今回の料金改定を行う。
- 方法**：基準地の不動産鑑定による評価  
鑑定評価にあたっては、鑑定人又は関係人の利害の有無その他いかなる理由にかかわらず、公正妥当な態度を保持し、不動産鑑定が行われた。また、評価にあたっては、地価公示価格（国）、地価調査価格（県）の変動や地域の経済、社会情勢に併せ、取引事例や賃借事例、基準地の自然的・社会的条件の分析などの調査に基づき評価額が算出され、その評価額に基づき単価を決定した。
- 改定表**：（2年更新・次回貸付料見直し：平成 34 年度）

借受目的	現在の単価 (円/㎡)	平成 30 年度単価 (円/㎡)	平成 32 年度単価 (円/㎡)	最低限度額 (円) (1,000 円未満の場合)
宅地（大原）東部	131	144	156	1,000
宅地（上原）西部	134	148	162	
宅地（小浜）黒島含む	107	113	119	
畑	4.1	4.5	4.9	
牧場	1.4	2.5	3.5	
造林	3	3.2	3.5	
観光 5万円等	52	56	59	5,000
	7.5	8	8.5	
	7.5	8	8.5	
農業関連施設	17	19	20	1,000
牧場関連施設	14	16	17	
墓地	17	18	19	
資材置場	19	21	23	5,000
一時使用	19	21	23	
その他	随時検討	随時検討	随時検討	

- 実施時期**：平成 30 年 4 月 1 日からの貸付契約より適用する。

■本件についてのお問い合わせ  
竹富町役場 財政課 財産管理係 82-6191（内線 223）

平成30年度

# 申告受付及び国民健康保険被保険者証更新

2月中旬から移動更新窓口がはじまります！

## 国民健康保険被保険者証の更新手続きをお願いします

現在使用している国民健康保険被保険者証は、3月31日で有効期限が満了となり、それ以降に病院や診療所で治療を受けた場合、支払いは全額自己負担となりますので、必ず表記期日に被保険者証の更新を受けてください。

### 移動窓口日程表

※天候等により変更になる場合があります。ご了承ください。

月	日	曜日	地区名	受付場所	受付時間
2月	16日	金	竹富	竹富島まちなみ館	10:00～15:00
2月	19日	月	波照間	波照間保険センター	11:00～18:00
2月	20日	火			09:00～16:00
2月	22日	木	小浜	構造改善センター	09:30～17:30
2月	27日	火	鳩間	鳩間島コミュニティセンター	11:00～15:00
2月	28日	水	祖納・干立	干立公民館	11:00～17:00
3月	1日	木	白浜	海人の家	09:00～13:00
			船浮	船浮公民館	14:00～15:00
3月	5日	月	黒島	黒島伝統芸能館	11:00～15:00
3月	8日	木	浦内・住吉・中野 船浦・上原	中野わいわいホール	10:30～18:00
3月	9日	金			09:00～15:00
3月	12日	月	古見・美原・高那	古見公民館	10:30～17:00
3月	13日	火	新城・富原	離島総合センター	09:30～18:00
3月	14日	水	大原・大富		09:00～16:00

保険証の色が  
コスモス色から  
空色へ替わります

有効期限  
3月31日まで



4月1日から  
ご使用ください

正しい確定申告を  
お願いします!!  
国保税の計算は所得を  
もとに決められます。  
所得の申告もお忘れなく!

持ち物：被保険者証・更新通知はがき・印鑑

### ☆有効期限について

現在お持ちの被保険者証（コスモス色）の有効期限は3月31日までです。

4月1日からは、新しい被保険者証（空色）をお使いください。

※更新をせずに4月以降医療機関を受診した場合は、全額自己負担となります。

### ☆納め忘れた保険税について

更新手続きの際に徴収を行いますので、未納の方はご準備をお願いします。

※保険税の納付について困ったときはお早めにご相談を！

**確認！**竹富町以外に住民票をおいている方（または異動予定の方）で、学生または介護施設等、社会福祉施設に入所されている方は、特例により竹富町国民健康保険に加入することができます。在学・在所証明書（合格通知書、入学許可書、在学を証明できる書類等）を持参のうえ、手続きをお願いします。 毎年更新が必要です！



更新案内はがきを順次発送いたしますので内容の確認をお願いします

## フォトコンテストについて



### < コンテストのねらい >

OKINAWA41 では、沖縄県民が主体となり、沖縄の魅力を広く県内外の方々に知っていただくために、「はたらく」「風景」「暮らし」3部門の写真コンテスト『OKINAWA41 フォトコンテスト』（主催：内閣府、運営：株式会社 NSC ホールディングス（以下「コンテスト運営企業」という。））を開催いたします。

### ◆3部門

- 「はたらく」… 沖縄の方が日々、仕事や家事をしている状況などをテーマにした写真
- 「暮らし」… 沖縄の食、ファッション、住まい・建物、生活の情景・珍景、文化・伝統・行事、動物・植物など、沖縄の暮らしをテーマにした写真
- 「風景」… 沖縄の秘境・絶景、沖縄の方にとっては日常の風景でも本土の方にとっては珍しい風景など、沖縄の風景をテーマにした写真

### < 応募方法 >

コンテスト応募期間中に「はたらく」「風景」「暮らし」3部門のいずれかに関連するテーマで、作品を応募してください（前述の3部門の区分は厳密なものではありませんので、御自身の判断で構いません）。応募された作品はコンテスト運営企業が随時コンテンツページに掲載いたします。なお、応募いただいた作品を全て掲載できないことがありますことを予め御了承ください（掲載されない場合でも、コンテストの選考対象となることがあります）。応募手段は以下の2つの方法があります。

#### ① Instagram、twitter から応募する場合

- 1) Instagram (@okinawa41) 又は twitter (@okinawa\_41) をフォローしてください。
- 2) コンテストハッシュタグ「#OKINAWA41 フォトコンテスト」をつけて、Instagram 又は twitter に写真を投稿してください。
- 3) コンテスト運営企業が選考対象に該当すると判断した方にはダイレクトメッセージで御連絡いたします。その際に、「タイトル」、「写真の説明（キャプション）」、「ニックネーム（Instagram 又は twitter のアカウントを掲載可能な場合はそのまま許諾）」、「お住まいの市町村名（県外在住の方は出身市町村名）」など応募に必要な情報をお伺いします。

#### ② サイト「@okinawa41」から応募する場合

コンテスト応募フォームより、「写真データ」、「タイトル」、「写真の説明（キャプション）」、「ニックネーム又は氏名」、「お住まいの市町村名（県外在住の方は出身市町村名）」及び「メールアドレス」を入力して作品を応募してください。

< 応募対象者 > ・ 沖縄県在住の方、沖縄県出身の方又は沖縄県内の自治体から委嘱され広報活動等を行っている方（例：〇〇市観光大使等）

※応募条件について、詳しくはインターネットサイト「OKINAWA41」  
(<https://www.okinawa41.go.jp>) の「応募条件」を御確認ください。

< 応募期間 > 2018年1月30日(火)～3月7日(水)

< 表彰 > 内閣府特命担当大臣賞「最優秀賞」1名

※部門賞「優秀賞」の中から1作品を最優秀賞といたします。

部門賞「優秀賞」各部門1名

受賞者には東京での表彰式招待及び協力企業の提供による副賞のプレゼントを予定しています。

< 受賞者の発表 > 受賞者が決定した後、メール、twitter 又は Instagram のダイレクトメッセージにて御連絡いたします。また、受賞作品はコンテストページ上で発表します。

< お問合せ > 「株式会社 NSC ホールディングス「OKINAWA41 お問合せ係 宛て」

(メール: [info@okinawa41.go.jp](mailto:info@okinawa41.go.jp)、またはお問合せフォームより)

※お問合せへの対応は、2営業日程度かかる場合がございます。

平成  
29  
年度

# 沖縄地区 官庁OPENセミナー

百間は一見に  
しかず！！

●国の機関を訪問できる県内最大級のイベント！！

直接、各機関を訪問し、職場見学をしながら業務説明を受けることができるセミナーです。  
職場見学の他にもさまざまなプログラムをご用意しております。  
詳しくは人事院沖縄事務所HP「各機関のセミナー実施内容一覧  
(<http://www.jinji.go.jp/okinawa/29opentirasi.pdf>)」  
又は人事院沖縄事務所調査課(TEL:098-834-8400)まで。

●事前予約制

※参加するには、各機関への電話又はメールによる事前予約が必要となります。  
予約の受付は、各時間帯の定員に達した段階で順次終了します。

事前予約期間【2/5(月)10:00~2/22(木)17:00】

学年不問/既卒者歓迎/服装自由

主催：人事院沖縄事務所  
TEL：098-834-8400  
URL：<http://www.jinji.go.jp/okinawa/>

参加機関名	開催時間（○印の時間帯に開催します。）															各 時 間 帯 の 定 員	会 場  ※詳細な集合場 所は人事院沖縄 事務所HPで確 認してください。	事前予約連絡先  ※電話予約は平日 の10:00~ 17:00の間で 行ってください。	
	3/5(月)					3/6(火)					3/7(水)								
	開催時間帯					開催時間帯					開催時間帯								
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O				P
1 人事院沖縄事務所										○	○						20	那覇第1地方 合同庁舎で開催	098-834-8400
2 九州管区警察局 沖縄県情報通信部										○	○						10		098-862-0110 (内 6013)
3 那覇地方方法務局						○	○										20		098-854-7951
4 福岡入国管理局那覇支局		○	○	○			○	○									16		098-832-4185
5 那覇地方検察庁							○	○		○							20		098-835-9212
6 九州地方 更生保護委員会那覇分室		○															15		098-853-2947
7 沖縄国税事務所 ※		◆	○				◆	○									30		098-867-3601 (内 516)
8 沖縄麻薬取締支所	○		○		○	○		○		○	○	○	○				10		098-854-2584
9 国土地理院沖縄支所										○							10		098-855-2595
10 沖縄気象台													○		○		30		098-833-4013
11 沖縄総合事務局	△ (30)					△ (30)										○ (60)	30/ 60	那覇第2地方 合同庁舎で開催	jinji@ogb.cao.go.jp
12 沖縄労働局												○	○				30	098-868-4003	
13 那覇検疫所 ※									○								6	那覇港湾 合同庁舎で開催	098-868-8037
14 那覇植物防疫事務所									○								5		098-868-0715
15 動物検疫所沖縄支所 ※													○				3		098-861-4370
16 第十一管区海上保安本部 ※				○	○												40		098-867-0118
17 沖縄総合通信事務所		○															20	各自官署で開催	098-865-2301
18 沖縄刑務所 ※									○								30		098-948-1096
19 那覇少年鑑別所 ※				○					○								15		098-862-4606
20 沖縄地区税関		○		○			○		○		○	○					25		098-996-5514
21 沖縄森林管理署							○										15		098-918-0210
22 沖縄防衛局					○										○		30		098-921-8140
23 独立行政法人 駐留軍等労働者 労務管理機構沖縄支部			○						○								30		098-921-5531

※印の機関は、一般職試験以外からの採用予定となります。説明対象試験区分についての詳細は、人事院沖縄事務所HPにて確認ください。

◆印の時間帯は、女性を対象としたセミナーになります。

△印の時間帯は、技術系区分を対象としたセミナーになります。

沖縄総合事務局のセミナーは、実施日によって定員が異なります。括弧内の数字がその時間帯の定員となりますのでご注意ください。

# 小型船舶免許証(ボート 水上オートバイ)

## 更新・失効講習 開催のご案内



日時：平成30年3月15日(木) 13:30 (※12:30頃から受付開始します)

場所：竹富町離島振興総合センター (南風見 201-47)

対象の方：更新講習 免許証の有効期限が1年以内の方 (H30.3.16 から H31.5.31 までの免許証)

失効講習 免許証の有効期限が過ぎてしまっている方 (H30.3.15 より前の免許証)

※免許証の有効期限が過ぎていても 失効講習を受講すれば 新しい免許証が発行されます

講習時間：更新講習：60分(14:30まで) 失効講習：140分(15:50まで)

料金：更新講習：8,000円 失効講習：13,000円

※受講料、収入印紙代、郵送料、代行手数料、消費税をすべて含んだ料金です の、ところを♪



ごめんなさい! 失効の方だけ! 1,000円引!!  
失効講習 ~~13,000円~~ 12,000円で受講できます!

お申込み方法：下記電話番号にてお申込みを承ります。

098-861-0474 (一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会 沖縄事務所

※土日祝日は休業しております 平日の9時~17時にお電話下さいませようお願い申し上げます

お申し込み後 当日お持ちいただくもの：

- 1 講習料金 (※当日会場でお支払いいただきます)
- 2 操縦免許証 (※免許証を紛失された方は事務所までご連絡ください)
- 3 証明写真2枚 (※縦4.5cm×横3.5cm パスポート用写真と同じサイズ 当日500円にて撮影を承ります)
- (4) メガネ、コンタクト をお使いの方はそれぞれ (※視力検査があります)
- (5) 操縦免許証に記載されている住所を変更された方は 本籍の記載のある住民票

お申込み・お問い合わせは

〒900-0016 沖縄県那覇市前島2丁目21-13 ふそうビル11階

(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会 沖縄事務所

TEL 098-861-0474 FAX 098-868-5636 MAIL okinawa@jmra.or.jp



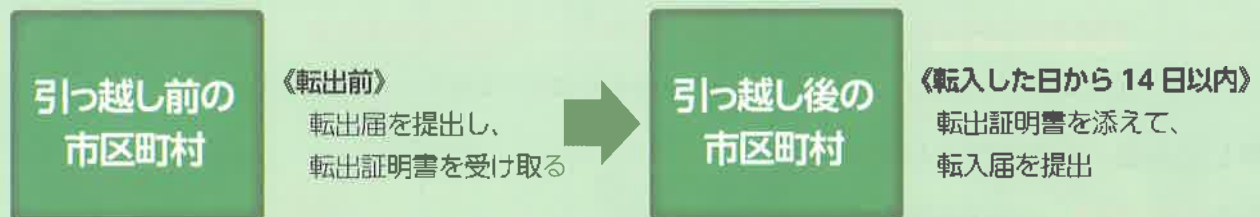


# 引っ越したら 住民票を移しましょう!

進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。

住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに移しましょう。

## 転出・転入の手続きは簡単です!



- 転入届の際には、記載事項の変更のため、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード(個人番号カード)」をお持ちください!

## 引っ越しをされる方は注意が必要です!

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。

異なる市区町村に転出した方で、住民票を移していない、又は住民票を移して3カ月経過していない場合は、新しい住所地で投票できません。



## 引っ越して3カ月経たずに選挙があるとき、投票はどうしたらいいの？

国政選挙では、旧住所地に3カ月以上住んでいれば、投票日当日に、**旧住所地の投票所**に行き投票するか、投票日前でも**旧住所地の期日前投票所**に行き投票することができます。

**選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合、不在者投票**を活用できます。

※ 都道府県(市区町村)の選挙においては、当該都道府県(市区町村)の区域外に転出した方は当該選挙の投票はできません。

### 不在者投票の手続き

#### 1. 投票用紙等の請求

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入のうえ、郵送してください。

選挙人名簿に登録されている  
市町村の選挙管理委員会

市区町村によっては、オンラインで請求できます。詳しくは選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会へお問い合わせください。

#### 2. 郵送されてきた投票用紙等の受取り

選挙区選挙の例



投票用封筒  
(内封筒と外封筒)

不在者投票  
証明書

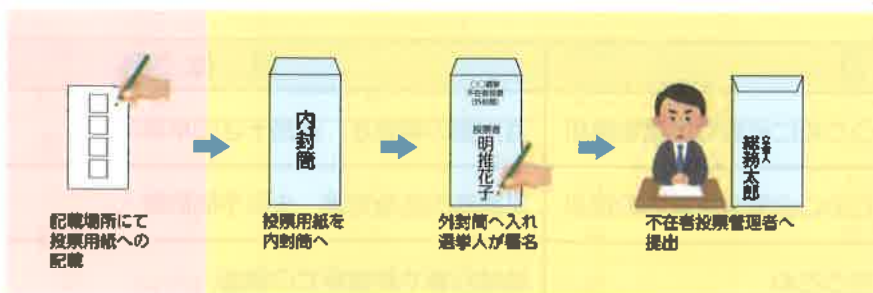
投票用紙

※注意  
不在者投票  
証明書は  
開封しない!  
投票用紙に予め  
記入しない!

行きやすい市町村の選挙管理委員会  
具体的な場所は選挙管理委員会に確認ください。

#### 3. 不在者投票

封筒を職員に提出後、本人確認のうえで、以下の手続きを行います。



不在者投票管理者から、選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に郵送するため、その所在地が分かる資料(郵送されてきた際の封筒等)を持参してください。

## 外国に引っ越した場合、投票はどうしたらいいの？

**在外選挙制度**により、外国にいても日本の国政選挙で投票することができます。投票するためには、**在外選挙人名簿**に登録する必要がありますので、お住まいの住所を管轄する日本国大使館・総領事館で申請してください。

※ 平成28年の公職選挙法の改正により、平成30年6月2日までの間において政令で定める日から、国内市区町村においても申請できる制度が導入されることとなっています。

在外選挙制度では、「**在外公館投票**」「**郵便等投票**」「**日本国内における投票**」のいずれかの方法により投票できます。

詳しくは 総務省 <http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>

外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/>

# ～暮らしの情報～

「募集」「イベント」「お知らせ」  
など暮らしの情報を紹介します。

## 世界自然遺産に向けた「西表島部会」開催のご案内

西表島の世界自然遺産への登録に向け、自然や生き物を守る取り組みをよりいっそう進めていくため、「西表島部会」を開催し、地元の関係者の皆様とともに議論を行っています。地域住民の皆様も聞いていただくことができますので、ぜひ傍聴にいらしてください。

<平成 29 年度第 2 回「西表島部会」>  
◎日時：3 月 6 日（火） 13:00～15:30  
◎場所：竹富町離島振興総合センター  
◎問合せ：沖縄県自然保護課（098-866-2243）

※傍聴可能（無料）、事前の申込み手続き等は不要です。  
当日会場にお越しください。



昨年度の西表島部会の様子

## 不法投棄・野焼きの禁止について

年度末にかけて引越し等が多くなる季節がやってきます！  
秩序のある廃棄物処理を啓発するため、不法投棄・野焼きの禁止について周知いたします。

### ◆不法投棄

- ・不法投棄は犯罪行為です。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律により処罰されます。  
①5 年以下の懲役若しくは、1,000 万円以下の罰金に処せられます。  
②不法投棄された廃棄物は、その土地の所有者又は管理者に処分していただくことになります。

### ◆野焼き

- ・野焼きは法律で原則禁止されています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2）
- ・但し、町民の皆さんに関係する次のような野焼きは除外されていますが、周辺に迷惑にならないように注意して下さい。

項目	具体例
国や地方自治体が施設管理を行うために必要な廃棄物焼却	河川敷の草焼き、道路そばの草焼き
災害予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
風俗習慣上又は宗教上の行事を行うため	地域行事や葬儀等での焼却
農業・林業・又は漁業を営むためにやむを得ないもの	稲わらの焼却、伐採した木枝の焼却、漁網に付着した海産物の焼却等
焚き火など日常生活を営むうえで、通常行われる軽微なもの	落ち葉焚き、キャンプファイヤー等で煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却

**注 意：**発泡スチロールや、プラスチック類など、ばい煙や悪臭を発生するものを野焼きする事は禁止されています。

●許される範囲のの焼きであっても、次のことに注意してください。

- ①一度にたくさんの焼却をしないで下さい。      ②よく乾燥させて焼却して下さい。
- ③風向きや時間帯を考えて焼却して下さい。      ④焼却したまま放置しないで下さい。
- ⑤周辺住民から苦情が寄せられたら、速やかに野焼きをやめるようにして下さい。

●野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、周辺の住民生活に支障を与え、苦情等のある場合は、改善策を講じていただくようお願いすることがあります。

## 平成30年度 沖縄県町村交通災害共済加入申込書について

沖縄県町村交通災害共済組合（一部事務組合）は、沖縄県内の全町村で組織され、住民に対する『交通災害共済事業』を実施しています。

この共済は、今日、交通戦争という言葉が使われるほど数多くの交通事故が起こっており、交通事故による死亡者が激増していることから、災害の窮状を救い、経済的損失を軽減するため加入者1人1人が相互扶助協力の精神に基づき、見舞金を支給する事業です。

- 共済掛金  
加入者1人あたり500円
- 共済期間  
平成30年4月1日～平成31年3月31日  
(但し、4月1日以降加入の場合は申込の翌日からとなります)
- 共済内容  
傷害の程度に応じ支給いたします。  
(詳しくは、交通災害共済のしおりをご覧ください)
- 申込受付期間  
平成30年2月1日～平成30年3月31日  
※(4月1日以降も随時受付致します)
- 受付窓口
  - ・竹富町役場 町民課 生活環境係【本庁】
  - ・各出張所【西表東部・西表西部・波照間】
  - ・各地区の区長さん



★お問い合わせ先★ 竹富町役場 町民課 生活環境係まで  
TEL: 0980-82-6191  
FAX: 0980-82-4333

## 平成30年2月5日から路線バスの 免許返納者割引制度が始まります



金額	普通旅客運賃の半額
支払い	現金に限る
適用方法	運転免許証返納者に対し、公安委員会が発行する「運転経歴証明書」の提示
適用区間	豊原～白浜
その他	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び児童福祉法の適用を受ける者については重複して割引をしない



- ◆ 路線バスの運行に関するお問合せ 西表島交通 ☎: 0980-85-5305
- ◆ 路線バスの利用促進に関するお問合せ 竹富町役場 政策推進課 ☎: 0980-82-6191

# 平成29年中 八重山署管内における盗難発生状況



## 八重山警察署からのお知らせ

	件数	(昨年比)
総数	215件	(+10件)
侵入窃盗(空き巣など)	30件	(-3件)
自動車盗	4件	(±0件)
オートバイ盗	4件	(+1件)
自転車盗	59件	(+9件)
万引き	28件	(-5件)
置引き	23件	(+4件)
車上ねらい	14件	(+1件)
色情ねらい(下着泥棒)	4件	(+1件)
その他	49件	(+2件)

(数字は暫定値)

### ○八重山地区における盗難の特徴として、

- ・玄関ドアや窓の鍵を掛けていなかった
  - ・鍵を掛けず、自転車や車を止めてしまった
- など、「無施錠での被害」が挙げられます。

また、下着などをねらう盗難も増えていることから、特に女性の皆さんは、目に付きやすい場所に下着を干さないなど注意が必要です。

### ○「5つのかける」を守り、盗難被害に遭わないようにしましょう。

1. いつも防犯について「**気**にかける」
2. いつでも「**鍵**をかける」
3. 鍵をかけたか、施錠チェックに「**手回**をかける」
4. 防犯装置や器具に「**コスト**をかける」
5. 外出の際には隣近所に、そして不審者や不良少年に「**声**をかける」

お問い合わせ  
0980・82・0110  
八重山警察署